

議案第31号

地下鉄駅における事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、地下鉄駅における事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

地下鉄駅における事故による損害賠償額の決定について

地下鉄駅における事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市西区 [REDACTED] [REDACTED]	327,522円

2 事件の概要

平成30年7月14日午前8時45分頃、交通局運輸部乗客サービス課姪浜管区駅所属の駅務員が、業務に利用したはしごを地下鉄空港線姪浜駅のホームに置いていたため、当該ホームを歩行中の相手方 [REDACTED] 氏が当該はしごに足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。